

## 北中城村アダプトプログラム実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、村が管理する道路、公園その他の公共空間（以下「公共施設」という。）を養子に、住民又は事業者を里親に見立て、ボランティアによる環境美化活動（以下「美化活動」という。）を行うアダプトプログラムを実施することにより、環境美化意識の高揚及びボランティア活動の活性化を図り、住民との協働による美しく住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「里親」とは、次の各号の要件を満たす、第4条第2項の合意をした者をいう。

- (1) 4人以上で構成される団体（政治、宗教又は営業活動を伴わないもの。以下「活動団体」という。）で、公共施設における美化活動を行う者
- (2) 1年以上継続し、年4回以上の美化活動を行える者
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれがある行為を行わない者
- (4) 他者への迷惑又は公共施設の管理に支障を及ぼす行為を行わない者
- (5) 活動の制限の指示を受けたときはこれに従うことができる者
- (6) その他村長が不相当と認める活動を行わない者

### (活動内容)

第3条 北中城村アダプトプログラムの活動内容は、広く住民が享受できるもので次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公共施設の清掃、除草、美化に関すること
- (2) 異常箇所、危険箇所に関する情報提供
- (3) 美化活動に関する啓もう、啓発に資する広報等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために村長が認める活動

### (届出及び合意)

第4条 里親になろうとする者は、北中城村アダプトプログラム活動届出書（様式－1）に北中城村アダプトプログラム参加者名簿（様式－2）を添えて、村長に提出するものとする。

2 村長は、前項の届出の内容が適当であると認めるときは、北中城村アダプトプログラムに係る合意書（様式－3）を締結するものとする。

3 里親は、前項の合意内容（活動団体名、代表者名、活動内容等）に変更が生じたときは、速やかに村長に活動変更届（様式－4）を提出するものとする。

（活動支援）

第5条 村長は、里親に対し、予算の範囲内において次の各号の支援することができる。

- （1） 清掃用具等の支給又は貸与
- （2） 分別収集したごみ、除草伐採により生じた草や枝などの処理
- （3） アダプトサインの設置
- （4） 美化活動に伴う障害・損害の保険の加入
- （5） その他村長が必要と認めるもの

2 里親は、収集したごみを、当該区域の属するごみ収集日に排出しなければならない。ただし、ごみが大量であること等により、これにより難しい場合は、あらかじめ村と協議のうえ、指定する方法により排出するものとする。

3 里親は、美化活動に必要な用具の支給又は貸与を受けたいときは、美化活動用具支給・貸与申請書（様式－5）を村長に提出するものとする。

（活動に係る報告）

第6条 里親は、活動を開始する年度の初めまでに年間活動予定表（様式－6）を村長に提出するものとする。

2 里親は、翌年度の5月末日までに実績報告書（様式－7）を村長に提出するものとする。

3 前2項の様式は、次の各号を記載又は添付するものとする。この場合において、提出物の媒体は書面又は電子データのいずれも可とする。

- （1） 実施年月日
- （2） 実施内容
- （3） 参加人数
- （4） 事前事後などの活動状況がわかる写真
- （5） その他活動支援の評価に必要な資料など

4 里親は、アダプトプログラムの実施にあたって事故が生じたときは、速やかに事故報告書（様式－8）を村長に提出するものとする。

（活動の中止及び取消）

第7条 美化活動を休止、再開若しくは廃止しようとするときは、活動休止・再開・廃止届（様式－9）を村長に提出するものとする。

2 村長は、里親が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第2項の規定による合意を取り消すことができる。

(1) 前項の規定による活動廃止の届出があったとき。

(2) 前条第1項及び第2項に規定する年間活動予定及び活動報告が一定の期限を過ぎても提出されないとき又は美化活動の実態が確認できないとき。

(3) 第2条第3号から第6号までの規定に違反したとき。

(4) その他村長が里親として不適切と認めたとき。

3 村長は、前項の規定により合意を取り消したときは、里親解消通知書（様式一10）により里親に通知するものとする。

4 里親は、認定を取り消されたときは、第5条の規定により支給又は貸与を受けた物品のうち、返還することが適当であると村長が認めるものを速やかに返還しなければならない。

（安全の確保）

第8条 里親は、アダプトプログラム活動における安全確保について、車道付近での誘導員配置等の予防策を徹底し、活動参加者及び通行人等の第三者への事故が起きぬよう責任をもって対処することとする。

2 原則として、中学生以下の者が活動に参加することはできない。ただし、里親の判断において保護者又は監督者が参加し安全を確保できるときは、この限りでない。

（事務）

第9条 アダプトプログラムに関する事務は、建設課が統括し、当該施設を所管する課と連携して処理するものとする。

2 美化活動に使用する用具の支給及び貸与は、建設課が関係課と連携して行うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。